

送配電等業務指針の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	送配電等業務指針第139条	需要調達計画や発電販売計画の翌々日計画の提出が2025年度より義務化されるが、これに伴い計画の提出回数が増加し、1日当たりのWeb-APIでのアクセス上限回数を超過する恐れがあるため、広域機関システム側でのWeb-APIのアクセス上限回数を早急に緩和、撤廃をお願いしたい。	広域機関システムへのWeb-APIを通じた1日あたりのアクセス回数の上限制約は、通信データ量を管理しシステムの性能を維持するとともに、外部攻撃により万一ユーザがマルウェア感染した場合のセキュリティリスク等を限定する観点も踏まえて設定しております。さらに、システム修正には相応のコストもかかることから、上限の緩和・撤廃について、現時点においては対応の予定はありませんが、今後、ユーザエンドを含めた抜本的なシステム見直しを検討する際には、ご指摘の観点も踏まえ検討いたしますので、ご理解ください。なお、今回の制度改正により、多くの事業者様において、アクセス上限回数到達によるご不便等が生じるとは想定しておりませんが、Web-APIのアクセス回数の上限は広域機関システムのユーザID単位となっておりますので、事業者様の規模・特性によっては、それに見合ったユーザIDの追加取得を申請する等の事前対応についてご検討をお願いいたします。